

令和3年7月27日

法務省民事局商事課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規程」に対する
意見について

2021年6月28日付で意見募集がありました標記の件について、別添のとおり
意見を取りまとめましたので、提出いたします。

以上

令和3年7月27日

法務省民事局商事課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規程」に対する意見

1. 基本的な姿勢

マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策において、法人の実質的支配者の情報の把握は、国際的にも国内的にも重要な課題として位置づけられている。

銀行界では、犯罪収益移転防止法や金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」にもとづき、継続的顧客管理（リスクベース・アプローチ）の一環の対応のなかで、実質的支配者の情報の把握を行っているが、上記「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規程」（以下「規程案」という）にもとづく、実質的支配者情報一覧の保管制度（以下「本制度」という）の導入が、信頼性のある実質的支配者情報の把握の推進につながることを大いに期待するものである。

また、規程案の内容は、昨年4月に法務省において設置された「商業登記所における法人実質的支配者情報の把握促進に関する研究会」における検討および、同7月公表の「商業登記所における法人の実質的支配者情報の把握促進に関する研究会～有識者による議論の取りまとめ～」（以下「研究会とりまとめ」という）に基本的に沿ったものとなっていることから、総論として賛成したい。

そのうえで、本制度が、より幅広く国民に認知され、法人にとってより利用しやすい制度へと発展していくことを期待し、将来的な課題として以下のとおり意見を申しあげる。

2. 本制度の義務化

○ 本制度の義務化を検討いただきたい。

（説明）

- ・ 規程案では、実質的支配者の申出を行うか否かは法人の任意とする制度となっている。他方で、EU加盟諸国等においては、登録情報の実効性・正確性を担保するために法人の実質的支配者情報の登録機関への登録を法的に義務化している国も複数存在する。

- ・ こうした諸外国の実質的支配者の登録の法的義務化の動きに比して、わが国の場合、上記「研究会とりまとめ」（14頁）に示しているように、まずは「令和3年度中を目途に速やかに制度の導入を実施」し、「将来的には、本制度の開始後の運用状況をみながら、より根本的な制度改正を行うことの可否についても検討を行うことが相当」という立場について異論はない。しかし、実際に法人とのやりとりを行う特定事業者の立場からすれば、任意ではなく法令上の義務とされている方が利用者である法人の理解も得られやすく、より多くの法人に利用され、法務局や特定事業者側においても事務の合理化、効率化につながり、本制度の実効性は向上すると考える。
- ・ よって、将来的には法令改正等を視野にいたした本制度の義務化を検討いただきたい。

3. 実質的支配者情報へのアクセス権者の範囲の拡大

○ 本制度によって保管される実質的支配者情報へのアクセス権者の範囲を、関係当局、提出先の特定事業者を含めるなど拡大することを検討いただきたい。

（説明）

- ・ 本制度では実質的支配者情報は、個人情報を含むプライバシー性の高い情報であることから、申出法人のみが交付を請求できる規程案となっている。登録された実質的支配者情報は、申出法人をとおしてでしか特定事業者側が把握することができず、法人側の負担が大きい。
- ・ 関係する当局や必要な特定事業者等が本制度によって保管される実質的支配者情報へのアクセス権限をもつことができれば、法人側の負担が軽減されると同時に、実質的支配者の迅速かつ継続的な把握にも資するものと考ええる。
- ・ EU加盟諸国等においても実質的支配者情報へのアクセスを制限していない国も存在し、実質的支配者情報を官民側が積極的に利用しているのが実情であり、国際的な動きからみても、少なくとも関係当局、提出先の特定事業者に対する実質的支配者情報のアクセス制限は緩和すべきであると考ええる。

4. 本制度の手続オンライン化

○ 本制度の手続のオンライン化を検討いただきたい。

（説明）

- ・ デジタル化の進展、さらに新型コロナの感染拡大によってソーシャルデ

インスタンスが求められるようになったなか、銀行取引や本人確認プロセスも非対面・オンラインで行う傾向が顕著となっている。また、FATFにおいても、非対面・オンラインでの本人確認プロセスが、金融機関の負担軽減、顧客サービスの向上に資するものとして、「AML/CFT 対策の実効性を維持向上させるための指針」ⁱを公表している。

- ・ 一方で、本制度の手続き（実質的支配者情報一覧の登録、写しの受領、特定事業者への提出）は全て紙でのやりとりであり、利用者である法人は物理的な移動が必要となるなど、法人側に一定の負担を求めるものとなっている。こうした負担を背景に、場合によっては法人からのクレームを特定事業者が受ける可能性は否定できない。
- ・ そこで、本制度の手続きをオンライン化することで、利用者である法人および特定事業者双方において事務負担の軽減、手続きの効率化、合理化に資することが期待される。さらに、上記「3. アクセス権限の範囲の拡大」の施策と合わせることができれば、本制度の実効性は相乗的に向上するものと考えられる。
- ・ デジタル化の流れに遅れることなく本制度のオンライン化の検討をいただきたい。

5. 実質的支配者の類型の拡大

○ 本制度の対象となる実質的支配者の類型を拡大いただきたい。

（説明）

- ・ 本制度の実質的支配者の範囲は、資本多数決法人である株式会社および特例有限会社のうち、犯罪収益移転防止法施行規則第 11 条第 2 項第 1 項で規定される類型の実質的支配者に限られている。
- ・ しかしながら法人の設立時の実質的支配者について公証人が行う定款認証は、株式会社だけではなく、一般社団法人および一般財団法人等も申告がもとめられており、また、合同会社の新設法人が 20%を超えている現状等を踏まえると、本制度の対象となる実質的支配者範囲はマネー・ローンダリング・テロ資金供与対策の遂行という観点からみると十分とはいえない。
- ・ よって、法人の実質的支配者の一層の把握促進を図るべく、より幅広い法人の実質的支配者情報、すなわち犯罪収益移転防止法施行規則第 11 条第 2 項第 2～4 号に規定される実質的支配者の類型についても、将来的には本制度の対象となるよう検討いただきたい。

6. 周知広報の実施

利用者への本制度の十分な周知広報を行っていただきたい。

(説明)

- ・ 本制度による実質的支配者情報一覧の登録がマネー・ローンダリング・テロ資金供与対策の一環として、法人に対する任意協力のもとで行われるものである以上、利用者である法人に、なぜこのような添付書類の提出が必要になるのか等について理解していただかない限り、積極的な利用はなされないものとする。特に、マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策の周知広報は実際に銀行取引等を行う顧客の当事者意識の観点からは、なかなか浸透しにくい面があり、取引時確認の際などに実質的支配者情報一覧の写しの提出を求められた顧客から特定事業者がクレームを受けてしまうことでは、本制度の十分な利用が行われない可能性がある。
- ・ よって、利用者である法人に対し、本制度の意義が伝わるように、わかりやすい周知広報を行っていただきたい。

以 上

ⁱ <https://www.fatf-gafi.org/publications/fatfrecommendations/documents/digital-identity-guidance.html>